

法 務 大 臣 殿
福岡入国管理局長 殿

2018年3月6日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内
共同代表 井上幸雄（福岡市・アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（北九州・外国人実習生権利ネットワーク）
コース・マルセル（福岡市・美野島司牧センター）
中島真一郎（熊本市・コムスタカ-外国人と共に生きる会）

要 請 書

1 日本語学校留学生について

- ①在留資格審査の際、日本語学校入学を希望の外国人について、当該人の日本語能力の評価において、実際の能力を把握できるよう工夫してください。
- ②日本語学校に対して以下のことを指導してください。
 - ・送出し機関による日本での就労制限（週 28 時間以内）の説明義務と当該外国人の説明受領確認の徹底
 - ・「日本語教育機関の告示基準」の遵守
 - ・本人の意思を無視し、強制帰国させることの禁止
- ③福岡入管に、日本語学校留学生専用の相談窓口を設置してください。
- ④福岡入管は、送出し機関、あるいは日本語学校による事実と異なる説明により入国した留学生がある場合、不利益を当該留学生にだけに負わせることがないように、留学生の在留資格の更新等について一定期間保護的な対応をしてください。
- ⑤留学生からの相談を通して、告示基準の違反が疑わしい事案については、自ら積極的に日本語学校に関与して、解決のための指導をしてください。人権侵害を疑う事案については、厳正に対処してください。

2 個人識別情報の提供の義務化について

- ①外国人（特別永住者や 16 歳未満などを除く）を対象として、指紋情報など個人識別情報の提供を義務として求めることは、外国人を管理・監視の対象とするもので、外国人を差別し、基本的人権を侵害するものであり、すみやかに廃止してください。それに向けた段階的な対応として、まず永住者への適用を除外してください。
- ②提供された個人識別情報をプライバシーとして保護し、その目的外利用を許さず、その利用目的達成のための合理的な期間経過後はすみやかに消去してください。

3 「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格の更新や変更について

- ①□同居中の日本人配偶者と離婚調停や離婚訴訟など係争中の外国人の在留資格（「日本人の配偶者等」）の更新・変更について、夫婦双方に婚姻継続の意思がない場合には、「短期滞在」とし、それ以外は在留期間「6月」とする運用が見られます。外国籍の配偶者が、調停や訴訟の目処がつくまで、対等・公平に争えるように「日本人の配偶者等」の在留資格で「在留期間1年」の更新を認めてください。
- ②「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更申請に関して、在留特別許可や永住許可に関するガイドラインを公表しているように、ガイドラインを設けて公表してください。
- ③「定住者」あるいは「日本人の配偶者等」の在留資格を有して日本で暮らしている外国人が、その親の介護あるいは子どもの育児のため親を呼び寄せたいとき、現状では、高齢であることや、その地で誰も扶養する者がいない等厳しい要件の下で「特定活動」での入国が認められていますが、その要件を満たさない場合には、親族訪問として「短期滞在」の在留資格で呼び寄せるしか方法がありません。親の呼び寄せの場合、「短期滞在」ではなく「特定活動」あるいは「定住者」の在留資格を付与し、長期的に滞在できるようにしてください。

4 DV被害者及び人身取引の被害者について

- ① 改正DV防止法の立法趣旨に沿って、外国籍のDV被害者に対して、その認定を積極的に行うこと、夫と離婚成立前であれば「日本人の配偶者等」の在留資格の更新を、離婚後であれば「日本の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更を認め、在留資格が付与されること等、その保護を明確にしてください。
- ②在留資格のない外国籍の人身取引の被害者に対しては、刑事や民事上の加害者責任の追及を可能とするため、被害者に仮放免の弾力的運用や在留特別許可により就業可能な在留許可を付与するなど、長期的な在留を可能とする被害者保護を行ってください。
- ③男性や旅券上では男性となっているセクシュアル・マイノリティの人身取引被害者を一時保護できる施設を設けるか、DV被害者と同様に全額公費援助で一時保護できるようにしてください。
- ④人身取引被害者には、性的搾取だけでなく労働搾取による被害者も含まれます。技能実習生の中には、送出し機関などに多額の保証金を支払わされ、違約金の契約を締結させられ、日本で働けば多額の貯金ができることだまされて来日している人もいます。これらの技能実習生を人身取引被害者と認定し保護するようにしてください。
- ⑤2017年7月の日本政府の国際組織犯罪条約及び人身取引議定書の締結を踏まえ、2014年の人身取引行動計画を見直し、アメリカの国務省報告で、現在までのBランクから主要国並みのAランクと評価されるように、人身取引の撲滅や人身取引被害者の人権救済の

取り組みを強化してください。

5 外国人労働者の就労届出からの摘発の中止

事業主に義務付けられている外国人労働者の就労状況の公共職業安定所（ハローワーク）への届出情報は、外国人及び外国人労働者の個人情報です。この届出情報をもとにした入管の摘発は、個人情報の目的外利用であってプライバシーの侵害となります。事業主の外国人就労状況の届出情報をもとにした外国人の摘発を中止してください。

6 技能実習生制度の見直しについて

- ①新制度でも「日本の優れた技術移転を通じての国際貢献」という理念と、日本人が就労しない分野や格安の労働力を求める企業や農家という実態の乖離は基本的に解消せず、この制度のひずみは拡大しています。「技能実習」の在留資格を廃止し、実態に合わせて転職の自由を認める「労働」の在留資格を設けてください。
- ②受け入れ団体・企業・農家の「不正行為」や「法令違反による人権侵害」からの救済を求めている外国人技能実習生が、その権利や損害の回復ができるまで日本に滞在できるように在留資格の更新や変更をしてください。また帰国後であっても、裁判などの証言のために来日を希望する場合には、在留資格を付与して来日できるようにしてください。
- ③技能実習生が来日する前に 80 万円から 120 万円ほどの保証金の支払いや、300 万円を超える違約金契約などが締結されるケースが後を絶ちません。2017 年 11 月施行の新しい技能実習制度では、ベトナムとカンボジアとの政府間協定が締結されることになりましたが、その実行は相手方政府機関に委ねられたままで、その実効性には疑いを抱くを得ません。入管当局が、このような行為を行う送出し機関の認定を取り消し、送出し国の仲介・斡旋機関の介入を排除できる仕組みを作って、技能実習生が借金を抱えて来日することのない制度を改善してください。
- ④技能実習先から離脱する技能実習生の中には、送出し機関で説明された手取り賃金より、実際の手取りが低い、休みが多くて仕事量がなく賃金が少ない、職場の上司・雇い主によるパワハラ、職種の中でも一番きつい、あるいは単純な労働しかさせてもらえない、職場でのケガを労災扱いにしてもらえない、休みが少ない等本人に原因のない理由も散見されます。元技能実習生に対する入管法違反の取り調べにおいては、違反事実のみでなく、なぜ実習先を離脱したか十分聴取し、同じような違反者を出さないためにも本人に由来しない原因に対して、関係機関に対する通報、改善提案等確実に対処してください。

7 改定入管法に関して

- ①□外国籍住民への周知が徹底していない現状において、各種届出義務違反に対する警察や検察への入管からの告発については、引き続き悪質な事案に限定してください。

- ②日本人等の配偶者として在留している外国人が、配偶者としての活動を6月以上怠った場合の在留資格の取消あるいは中長期在留外国人が住居の移転の届出を90日以上怠った場合の在留資格の取消に関しては、取り消されない正当事由の具体例を含めて、その運用のガイドラインを公表し、恣意的な運用にならないようにしてください。
- ③日本人等の配偶者と離婚し、前配偶者との婚姻を理由とする在留期間が残っている期間中に新たに日本人等と再婚した外国人は、再婚したことを、前婚に基づく「日本人の配偶者等」の在留期間更新時に入管に届出ることになります。離婚についてはその2週間以内に届出が義務付けられていますが、再婚については届出の義務付けされていません。これにより、離婚後に再婚していても「6月以上の配偶者としての活動を行っていない」とみなされ、取消の対象として調査や通知がなされるおそれがあります。このような事態にならないように、再婚した外国人が再婚した旨を入管に届出られるようにしてください。
- ④新たに規定された入管法22条の4の第1項の5号の在留資格の取り消しは、当該外国人が在留資格の活動を行わなくなった事情に十分配慮し、恣意的な運用にならないようにしてください。

8 日本語学校留学生対象の専用相談窓口新設、入管行政への苦情窓口、外国人女性の長期収容者問題、人権救済のための職員の増員などについて。

- ①出入国審査での入国審査官の対応や警備課職員の対応など入管職員の職務行為などに苦情がある場合、苦情を受け付ける窓口があることを外国人に周知徹底してください。
- ②外国人女性を収容できる入国管理センターは、現在茨城県牛久市にある東日本入国管理センターだけとされており、福岡入管の収容施設から遠く離れた関東地方へ移送されることとなります。外国人女性で長期的な収容が必要なケースでは、可能な限り福岡入管内の収容施設で収容を継続するか、積極的に仮放免を認めるようにしてください。
- ③日本語学校の留学生、技能実習生、人身取引被害者、難民などの外国人の人権を保障するため、その分野に専門に従事する職員を増やすよう配置転換を進めてください。

9 被仮放免者への再審情願・在留特別許可審査過程の自宅調査について

入国審査官による申請者の自宅での生活状況の実地調査は、やむを得ないとしても、生活状況の詳細な写真撮影は申請者家族のプライバシーを侵害し、深く傷つけている事例がみられます。入国審査官という独立した公職者による現認で十分と思われますので、改善を検討してください。